

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成25年度第21回（定例会）

署名人

委員長

開催日時 平成26年2月5日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時23分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 添石幸伸委員長、城間勝委員、饒波正博委員、城間幹子教育長

議 事 日 程

（2～3は非公開）

- 1 議案第46号 那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について（学務課）
- 2 報 告 1 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）
- 3 報 告 2 教育長が臨時代理したことについて（学校教育課）

出席職員

【生涯学習部】佐久川馨部長、宮内勇人副部長

（総務課）伊良皆宜俣課長、當間千明主査

【学校教育部】喜瀬乗英部長、森田浩次副部長

（学校教育課）小林貞浩課長、大城義智副参事

（学務課）崎枝智課長、座波園美主査、牧野香主任主事

会議録作成（総務課）赤嶺明日香主査

添石委員長	ただいまから、平成25年度第21回教育委員会会議定例会を開催いたします。喜久里委員が体調不良により欠席ですが過半数出席しておりますので会議は成立いたします。本日の会議録署名は饒波委員にお願いいたします。それでは、議案第46号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」の説明をお願いいたします。
喜瀬部長	提案理由説明
崎枝課長	資料説明
添石委員長	それでは、本件につきましてご質問、ご意見等がございましたら、よろしくお願ひいたします。
喜瀬部長	本来ですと、このように新たに支給費目を追加して支給するためには、事前に規則制定をする必要があります。今回、この部分が遅れたことは大変申し訳ないと思います。24年度から実施されているものについて、それがまかり通るのかという部分ですけれども、この経過措置、みなし規定によって、これが可能であるということが確認されましたので、この形をもって問題がないということを確認しております。追加説明でございました。
饒波委員	この提案理由のところの1行目、補助対象費目が追加されたことに伴いということとは、いまのお話でもう既に行われているということですか。
崎枝課長	これは要保護児童生徒補助金という生活保護世帯の補助金がありまして、これが国から県を通して補助金をもらうわけですけれども、その補助金の対象項目が生徒会費にも広がったということになります。それに伴って、保護世帯でない方々が準要保護となりますが、その方々に対しても生徒会費を支給するということで費目を拡大して追加するということです。
饒波委員	そうすると、1行目は今回の就学援助とは別枠の援助でそうなったので、これもそれに準じて変えますということですね。
崎枝課長	そうです。
饒波委員	わかりました。
城間委員	今の件、もう一度説明をお願いします。
喜瀬部長	では、私のほうから。まず、準要保護と要保護というのがございます。要保護に関しては、国の規定の中で援助が行われております。その中で生徒会費を含む3つの項目が追加されました。これに準じて、準要保護、就学援助で行われている部分についても追加する必要があると。ただ、これにつきましては、市の財政当局との調整がありますので、必ずしも援助ができるわけではないと。これに準じた形で援助を増やすことができるかと調整したときに、生徒会費の方が追加できるということで、24年度から那覇市としては加えたということになります。
城間委員	先程部長からも説明ありましたように、次のページ付則の「この規則は公布

の日から施行する」というのは、これは議会に提案して、通った場合にその日から施行という意味ではないということですか。

崎 枝 課 長

この規則は、この委員会に提案してそれで承認を得られれば、議会事項ではないものです。

城 間 委 員

24年から支給しているけれども、26年2月5日から施行した場合に、いままで支給していたものはどこから出ている形になるのでしょうか。

崎 枝 課 長

予算を確保して支給はいたしました。本来、予算を確保して支給する前に、この規則を追加し、規則に則ってやらないといけないのですが、その規則改正が24年度はやっていなかったということです。それで今回、2月に支給を予定しているものですから、25年度2月で改正を行ないたいということです。

城 間 委 員

素人から考えると、24年から支給しているのであれば、公布は24年に遡ってやるべきではないかなと、単純に思うけれども、そういうことをいま聞いたわけですから、24年度と25年度のお金はどこから出ていたのか。規則がないのに。

城間教育長

いまこの規則についての説明がありましたが、正直に書くということがまず一つと、みなし規定でそれをできるということ。もう一つは、予算については議会事項で、議会で認められて執行していますので、24年からの執行については問題はない。ただ我々の内部で、この規定が不備であったということなんです。その点については、私の方からお詫び申し上げます。執行したい日に遡って書くというのは、いわゆる文書偽造とまではいかなくても、齟齬が出てくるので、逆に正直に平成25年度2月改正ですと。ですが、この前の分については、みなし規定でクリアさせていただきますという規則改正になったわけです。

饒 波 委 員

先程、喜瀬部長の方から生活保護の援助費目について3つの項目が追加されておっしゃっていましたが、生徒会費と残り二つを教えてくださいませんか。

座 波 主 査

あと二つはPTA会費、クラブ活動費になります。

添石委員長

私の方からも、先程の生活保護法の3つの追加の中で、就学援助についてはPTA会費とクラブ会費は対象外とされたということで受け止めたのですが、その補足説明をお願いします。

崎 枝 課 長

国の補助金の対象項目として、要保護は補助対象ですよということでやっておりますが、那覇市の方は、この就学援助の援助項目として生徒会費だけを今回支給できるということで、規則に入れたということです。PTA会費とクラブ活動費は対象ではないということで支給してないということです。

喜 瀬 部 長

国の場合には、国からの直接の費用になりますが、就学援助に関する分について、準要保護に関しては、予算が地方交付税の中に入っているものですから、具体的にどこまでこれが活用できるかわからないと。そうすると、予算範囲内の

中での援助費を確保しなければいけないと。現在、確保できる援助費の中で計算をしたときに、PTA会費、部活動費までは賄うことができなかったという捉え方です。

添石委員長

優先順位を取って、いま生徒会費を取ったということですね、わかりました。あと1点です。これは意見になるのでしょうか。みなし規定でもって経過措置で対応したということではありますが、実務を先行し、予算編成ということの事実できたと思うのですが、本来ならば、そういう特殊なことがあったら、規則の見直しとか、業務として起こり得るという前提に立つのかなという感覚なんですけれども、その辺のチェックというか、体制というのはどのようになっているのでしょうか。要は、しょうがなかったねでは、これがまた起きると思うのですが、今回の反省を含めて、今後こういうことがあったときには、どこでどういうチェックで漏れがないような体制を取っていくのでしょうか。

喜瀬部長

大変難しいところだと私たちも感じています。委員長がおっしゃったように、規則改正等を含めたときに必要だから、これを支給するとか、これを交付するとかという部分だけではなくて、規則チェックという部分を確実に行うということ、これをまずは確認いたしました。この点に関する認識として、もちろん課長もそうですが、部長の方でも再確認をし、把握した引き継ぎ等を含めてやっていく必要があると感じています。

城間教育長

実は課長等連絡会においても、この案件だけではありませんが、今後、そういったことにならないように、国から降りてきたりしたときに関わる部分、ここまでどうなっているということをお互いにちゃんとチェックをし合おうということを含め、課長等連絡会で私の方からもお願いをしたところです。

添石委員長

わかりました。他よろしいでしょうか。それでは、質問、意見出尽くしたようですので、議案第46号「那覇市就学援助規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

それでは、本議案の方は原案どおり決定いたしました。それでは、続きまして報告1、報告2の「教育長が臨時代理したことについて」の2件は人事に関する案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項」を適用し、非公開とすることが適当であると思われますので、その可否について委員の議決を図りたいと思います。非公開としてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

添石委員長

議決により非公開といたしますので、関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

添石委員長

非公開を解きたいと思います。それでは以上をもちまして平成25年度第21回教育

委員会会議定例会を終了いたします。